

ICOCA乗車券取扱規程の改定

改定日 令和7年10月1日

改定箇所一覧（変更箇所抜粋）

（赤書き：変更追記）

ICOCA乗車券取扱規程

別表1 ICOCA定期券の発売範囲（第5条）

2. 他社との連絡運輸区域

連絡会社	接続駅	発売範囲	発売範囲の内、発売することができない場合
西日本旅客鉄道	鶴橋 天王寺 柏原 王寺 桜井 京都 吉野口	連絡運輸取扱要項に定める範囲 (発駅から着駅までの経路上にICエリア外の駅を含むものを除く。)	
	鶴橋－天王寺	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・「伊賀上津以東の駅」「畝傍御陵前駅」「吉野線（橿原神宮前駅を除く）」のいずれかの駅が発駅または着駅となるもの。 ・発駅または着駅の一方が以下のA、他方がBに掲げる駅となるもの。 <ul style="list-style-type: none"> (A)「大阪線（築山以東）」「けいはんな線（新石切以西）」「生駒線（元山山口以南）」「京都線」「橿原線」「天理線」のいずれかの駅（大和西大寺駅を除く）。 (B)「南大阪線（駒ヶ谷以東）」「御所線」のいずれかの駅 ・徒歩連絡（安堂・柏原南口、堅下・柏原）を含むもの。
京阪電気鉄道	丹波橋 鶴橋－京橋	連絡運輸取扱要項に定める範囲	
阪神電気鉄道	大阪難波	連絡運輸取扱要項に定める範囲	
東海旅客鉄道	近鉄名古屋 桑名	連絡運輸取扱要項に定める範囲	
南海電気鉄道	河内長野 大阪難波	連絡運輸取扱要項に定める範囲	
名古屋鉄道	近鉄名古屋	連絡運輸取扱要項に定める範囲	
京都市交通局	竹田	連絡運輸取扱要項に定める範囲	大阪線（俊徳道～真菅間）を除き、竹田までの経路が最短とならないもの。
大阪市高速電気軌道	大阪阿部野橋 長田 大阪難波 近鉄日本橋 大阪上本町	連絡運輸取扱要項に定める範囲	
阪急電気鉄道	長田－天神橋筋六丁目 近鉄日本橋－天神橋筋六丁目 鶴橋－大阪	連絡運輸取扱要項に定める範囲	
北大阪急行電鉄	長田－江坂 大阪難波－江坂 大阪阿部野橋－江坂	連絡運輸取扱要項に定める範囲	

他社との連絡での障害者用割引定期券は、一部の社局を除き取扱わない。

以上